

## 新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、村内において事業を営む者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月より売上げが落ちた場合に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、村費補助金交付規則(昭和39年宮田村規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 宮田村商工会商業部会に属する事業者(以下「事業者」という。)をいう。  
ただし、チェーン店及びフランチャイズ店は除く。
- (2) 売上額 所得税申告書作成の際に用いる月別売上(収入)金額をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 村内で事業者として経営していること。
  - (2) 令和2年2月の売上額が平成31年2月の売上額を下回ること、又は令和2年3月の売上額が平成31年3月の売上額を下回ること。
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者でないこと。
  - (4) 宮田村暴力団排除条例(平成24年宮田村条例第1号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
  - (5) 村税等を滞納していないこと。
- 2 その他村長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 平成31年2月の売上額から令和2年2月の売上額を差し引いて得た正数に50%を乗じた額(当該金額が30万円を超えるときは、30万円とする。)を補助するものとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 平成31年3月の売上額から令和2年3月の売上額を差し引いて得た正数に50%を乗じた額(当該金額が30万円を超えるときは、30万円とする。)を補助するも

のとする。この場合において、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3) 前号(1)及び(2)の額を合算した額が 30 万円を超えるときは、30 万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策補助金交付（変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に村長が必要と認める書類を添えて令和2年4月30日までに村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は前条第5条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することを適当と認め交付決定をしたときは、新型コロナウイルス感染症対策補助金交付（変更）決定通知（様式第2号。以下「決定通知」という。）を申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 補助金の交付決定をうけた事業者が、前条第5条の申請内容を変更しようとするときは、申請書に村長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(変更交付決定)

第8条 補助金の変更交付決定通知は、決定通知により行うものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条第6条の決定通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、速やかに新型コロナウイルス感染症対策補助金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）に村長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第10条 村長は、補助決定者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行し、令和2年5月31日限り、その効力を失う。